



平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 日本ルツボ株式会社
代表者名 代表取締役社長 大久保 正志
(コード番号 5355 東証第二部)
問合せ先 常務取締役経理部長 坂本 信治
(TEL. 03-3443-5551)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、コンプライアンスの周知徹底を図り、取締役および使用人が職務の執行にあたり、法令、定款および社内規程を遵守する体制を構築する。
 - (2) 当社は、監査役会（過半数以上は社外監査役とする）を設置し、取締役の職務の執行についてコンプライアンスの観点から適時監査する。
 - (3) 内部監査室は、監査を通して重大な法令違反その他定款、社内規程に違反する行為若しくはその恐れがある行為を発見したときは、総務部と連携し担当取締役に報告する。担当取締役は取締役会および監査役に報告し、適切に対応する。
 - (4) 内部通報制度を設け、コンプライアンス体制の強化を図る。
 - (5) 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、必要に応じて外部機関（警察および弁護士等）と連携し、法的対応を含め毅然と対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る重要な意思決定および報告等に関する情報は、法令および社内規程に基づき適切に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 事業活動を遂行する上で生じるリスクに対して、総務部と内部監査室が連携して適時リスク管理状況を監視し、担当取締役に報告の上、必要に応じて取締役会に報告する。

- (2) 各事業部門の長は、各所管業務に付随するリスクの状況を管理し、未然防止、再発防止に努め、重大なリスクの発生のおそれがある場合は、速やかに担当取締役
に報告し、必要に応じて取締役会に報告する。
- (3) 大規模災害など緊急かつ重大なリスクが発生した場合に備え、事業継続計画(BCP)
を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 中期経営計画および年度計画を策定の上、達成すべき目標を明確にし職務を執行
する。また、定期的に計画の達成状況を取締役会で検証する。
 - (2) 取締役会および経営会議を定期的開催し、経営効率の向上と意思決定の迅速化
を図る。
- 5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社の経営理念および内部統制システムの推進体制を当社およびグループで共有
し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - (2) 関係会社担当部門は、グループ各社の事業状況、財務状況、その他重要な事項に
ついて定期的な報告を受けるとともに、内部監査室および経理部、監査役が連携
して業務の適正性を確保する。
 - (3) 当社はグループ会社へ取締役または監査役を派遣し、業務執行の状況を把握する
とともに、十分な監査を行う。
 - (4) 内部通報制度はグループ各社へも適用する。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に
関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人
に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、必要な人員を配置する。
 - (2) 監査役は当該使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。
 - (3) 内部監査室は監査役と連携を密にし情報の共有と交換に努める。
 - (4) 当該使用人の任命・異動等の決定には、その独立性を確保するため、事前に監査
役の同意を得るものとする。
- 7. 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他
の監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱
いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社および子会社の取締役および使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告お
よび情報提供を行う。
 - (2) 当社および子会社の取締役および使用人は、当社または子会社に重大な損失を与
える事項が発生したまたは発生の恐れがあるとき、または重大な法令違反その他社
内規程に違反する行為を発見したときは、速やかに監査役に報告する。
 - (3) 当社は、内部通報制度による通報を含めて監査役に報告した者に対し、当該報告
をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わない。

8. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第 388 条に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でない
と認められた場合を除き、これに応じるものとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 経営からの独立性を保ちつつ、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - (2) 監査役会は社長との間で定期的な意見交換会を開催する。
 - (3) 監査役は監査法人および内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

以上